新

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2 第1項の規定に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、生 駒市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第2条 (略)

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

第4条~第7条(略)

(代表者会議)

第8条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関及び関係団体の代表者並びに関係者による会議とし、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関する方法、体制等の検討に関する事項
- (2) 実務者会議からの活動状況の報告及びその評価に関する事項
- (3) 協議会の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議の会務は、会長が総理する。
- 3 代表者会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(実務者会議)

第9条 実務者会議は、別表に掲げる関係機関及び関係団体の構成員でそれ 2 実務者会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 定期的な情報交換に関する事項
- (2) 個別ケース検討会議において課題となった事項
- (3) 要保護児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握に関する事項
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関する事項
- (5) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関する事項
- 3 実務者会議に座長を置く。
- 4 座長は、調整機関の長が指名した者とする。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 前条第4項の規定は、実務者会議について準用する。
- 7 座長は、必要に応じて、実務者会議における協議の結果を代表者会議に報告するものとする。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2 第1項の規定に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、生 駒市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

旧

第2条 (略)

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

第4条~第7条(略)

(代表者会議)

第8条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関及び関係団体の代表者並びに 関係者による会議とし、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関する方法、体制等の検討に関する事項
- (2) 実務者会議からの活動状況の報告及びその評価に関する事項
- (3) 協議会の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議の会務は、会長が総理する。
- 3 代表者会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(実務者会議)

第9条 実務者会議は、別表に掲げる関係機関及び関係団体の構成員でそれ 2 実務者会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 定期的な情報交換に関する事項
- (2) 個別ケース検討会議において課題となった事項
- (3) 要保護児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握に関する事項
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関する事項
- (5) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関する事項
- 3 実務者会議に座長を置く。
- 4 座長は、調整機関の長が指名した者とする。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 前条第4項の規定は、実務者会議について準用する。
- 7 座長は、必要に応じて、実務者会議における協議の結果を代表者会議に報告するものとする。

(個別ケース検討会議)

第10条 個別ケース検討会議は、別表に掲げる関係機関及び関係団体の構成員でそれぞれの代表者から指名されたもののうちから調整機関の長が指名した者による会議とする。

- 2 調整機関の長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を指名し、会議に出席させることができる。
- 3 個別ケース検討会議における協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関する事項
- (2) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関する事項
- (3) 援助方針の確立並びに役割分担の決定及びその認識の共有に関する事項
- (4) 要保護児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関する事項
- (5) 要保護児童等に係る援助及び支援計画の検討に関する事項
- 4 前条第3項から第7項までの規定は、個別ケース検討会議について準用する。

第11条~14条 (略)

附則(略)

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条、第8条-第10条関係)

区分	関係機関等
児童福祉関係	奈良県中央こども家庭相談センター
	生駒市民生児童委員連合会
	<u>(削除)</u>
	社会福祉法人宝山寺福祉事業団児童養護施設 愛染寮
	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 いこま乳児院
	社会福祉法人宝山寺福祉事業団こども支援セン ターあすなろ
	生駒市保育会
	生駒市社会福祉協議会
	生駒市教育委員会事務局教育振興部こども課

(個別ケース検討会議)

第10条 個別ケース検討会議は、別表に掲げる関係機関及び関係団体の構成員でそれぞれの代表者から指名されたもののうちから調整機関の長が指名した者による会議とする。

- 2 調整機関の長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を指名し、会議に出席させることができる。
- 3 個別ケース検討会議における協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関する事項
- (2) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関する事項
- (3) 援助方針の確立並びに役割分担の決定及びその認識の共有に関する事項
- (4) 要保護児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関する事項
- (5) 要保護児童等に係る援助及び支援計画の検討に関する事項
- 4 前条第3項から第7項までの規定は、個別ケース検討会議について準用する。

第11条~14条 (略)

附則 (略)

(新規)

別表(第3条、第8条-第10条関係)

7777 (3)1 111 (3)1 111	217 2172
区分	関係機関等
児童福祉関係	奈良県中央こども家庭相談センター
	生駒市民生児童委員連合会
	社会福祉法人宝山寺福祉事業団
	<u>(新規)</u>
	<u>(新規)</u>
	<u>(新規)</u>
	生駒市保育会
	生駒市社会福祉協議会
	生駒市教育委員会事務局教育振興部こども課

	(削除)
保健医療関係	郡山保健所
	生駒市医師会
	奈良県助産師会
	生駒市立病院
	生駒市福祉健康部健康課
教育関係	生駒市幼稚園長会
	生駒市小学校長会
	生駒市中学校長会
	生駒市教育委員会事務局教育振興部教育指導 課
	生駒市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習調
	<u>(削除)</u>
警察·司法関係	生駒警察署
	弁護士
	生駒市人権擁護委員協議会
	生駒北地区保護司会
	生駒市市民部人権施策課
	生駒市福祉健康部保護課
	生駒市福祉健康部障がい福祉課
	生駒市総務部防災安全課
	生駒市消防本部警防課
その他	学識経験者

	<u>生駒市教育委員会事務局教育振興部子育て支</u>
	<u>援総合センター</u>
保健医療関係	郡山保健所
	生駒市医師会
	奈良県助産師会
	生駒市立病院
	生駒市福祉健康部健康課
教育関係	生駒市幼稚園長会
	生駒市小学校長会
	生駒市中学校長会
	生駒市教育委員会事務局教育振興部教育指導 課
	<u>(新規)</u>
	<u>奈良県教育振興会</u>
警察•司法関係	生駒警察署
	弁護士
	生駒市人権擁護委員協議会
	生駒北地区保護司会
	生駒市市民部人権施策課
	生駒市福祉健康部保護課
	生駒市福祉健康部障がい福祉課
	生駒市総務部防災安全課
	生駒市消防本部警防課
その他	学識経験者